

錦江町農業委員会 7月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席 鳥越委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第13号 農地法第3条許可申請について

議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第16号 非農地証明願について

議案第17号 農用地利用状況調査による非農地判断について

○事務局	皆さんお疲れさまです。時間になりましたので、ただいまより、令和5年7月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同、礼。次に、農業委員会憲章の朗読に入ります。11番、本釜委員、よろしくお願ひします。
○本釜委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございます。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。梅雨も明けそうで明けないで、毎日、猛暑日が続いておりますが、体には十分気をつけて、熱中症などにならないように頑張ってもらいたいと思います。それでは、ただいまより、令和5年7月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、鳥越委員の欠席の報告がきておりますが、それと、水流委員が少し遅れるということではありますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、7番、寺田委員と、8番、貫見委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願ひいたします。
○事務局	はい。それでは7月の会務報告を申し上げます。7月10日は臨時議会が開催されまして出席しております。11日は、なんぐう農政企画推進会議が、南大隅町でございまして会長が出席しております。18日は、非農地証明に係る現地調査を行いまして、事務局と寺田委員、内菌推進委員に立会いをお願いしております。19日、本日は、7月の定例総会でございまして。20日は農業委員会臨時総会を開催する予定としております。21日は、第2回地域計画及び農地中間管理事業に係る検討会が、鹿屋市でございまして。事務局から坂口次長と永田書記が出席する予定でございまして。26日は、令和5年度地域計画推進研修会が、オンラインで開催される予定で事務局が出席する予定にしております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。付議事項に入ります。議案第13号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願ひいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号8番です。譲渡人の方が○さん、愛知県の方です。経営規模はお目通しください。場所が2筆ありまして、神川字城854番3と神川字外戸口1085番1です。地目につきましては台帳現況、いずれも畑となっております。地積につきましては合計で3,368㎡です。譲受人の方が、○○さん、神川城の方になります。経営規模については、お目通しください。以上になります。

○会長	次に、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。報告します。この案件ですが、譲渡人の〇〇さんが、農地を処分するため、親戚の〇〇さんに相談し、合意した案件です。譲受人の〇〇さんは、大工のかたわら米を作るなど、農地もきれいに管理され、何ら問題はないと思います。売買価格は、全部で〇〇円です。審議のほどよろしくお願いします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○会長	全部で〇〇円。
○内菌委員	はい。
○会長	質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 13 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 13 号については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 14 号、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを、議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、5 ページをお開きください。受付番号 3 番です。譲渡人の方が、〇〇さん、大久保の方です。経営規模はお目通しください。場所が 6 筆ありまして、馬場字竜ノ石に 1 筆、馬場字高尾に 1 筆、馬場字木道ヶ迫に 4 筆あります。地番はお目通しください。地目につきましては、台帳現況とも、いずれも畑となっております。地積につきましては、合計で 15,965 m ² となっております。譲受人の方が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。経営規模については、お目通しください。受付番号 4 番です。譲渡人の方が、〇〇さん、宿利原の方です。経営規模はお目通しください。場所が 4 筆ありまして、馬場字木道ヶ迫に 4 筆となっております。地番は、お目通しください。地目は台帳現況とも、全て畑となっております。地積が合計で 9,446 m ² です。譲受人の方が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。経営規模につきましては、お目通しください。以上になります。
○会長	次に安水委員の報告をお願いいたします。
○安水委員	はい、報告いたします。この案件は、この前、売りたいとあっせん申出があった農地です。譲受人の〇〇さんは、農地もしっかり管理されており、何ら問題ないと考えます。全部で〇〇円ということになっております。以上です。
○会長	次に宿利原進委員の報告をお願いいたします。
○宿利原進委員	受付番号 4 番の〇〇さんの畑を、安水委員から説明がありましたが、同じ場所で譲受人も同じ人です。何も問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	値段は。

○宿利原進 委員	値段は〇〇円です。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 14 号については原案のとおり許可することに、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 14 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 15 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2 回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 42 番から 47 番についての説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 7 ページからになります。受付番号 42 番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が神川字木道平 7501 番 2、地目が畑、地積が 3,618 m ² です。期間が令和 5 年 7 月 20 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、宿利原の方です。受付番号 43 から 45 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が 3 筆ありまして、いずれも田代川原字上ノ平原です。地番は、お目通してください。地目は、いずれも田となっております。地積が、合計で 2,807 m ² です。期間が令和 5 年 7 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が、米全部で〇〇俵です。借り人の方が、〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号 46 番の貸し人が、〇〇さん、垂水市の方です。場所が、田代麓字原田 3002 番 2、地目が田、地積が 583 m ² です。期間が令和 5 年 7 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、下の方です。受付番号 47 番の貸し人が〇〇さん、大阪府の方です。場所が田代麓字原田 3002 番 1、地目が田、地積が 1,160 m ² です。期間が令和 5 年 7 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、下の方です。別紙で A 4 の横の用紙で、借り人の方の詳細な情報がありますので、そちらをご覧ください。以上になります。
○会長	事務局の説明がありましたが、ここで受付番号 42 番について、私のほうで報告いたします。借り人の〇〇さんは、錦江町の定める条件を全てクリアしておりますが、主に、サツマイモを作っております。何ら問題はないかと思います。次に元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい。報告します。この農地は以前から〇〇さんが耕作されていたわけですが、今回、町の単独の小規模整備事業を利用しまして、1 枚の農地に変えたと

	<p>ころでございます。〇〇さんは、両親と一緒に畜産経営、一生懸命頑張っておりますし、農地もきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>次に鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>はい、46、47番について報告します。場所につきましては、田代にJAのスタンドがありますが、そのスタンドのすぐ裏側の一角にあります。同じ畜産農家の〇〇さんが耕作されておりましたが、飛び地に当たるようなことから、もう撤退をするということで〇〇さんに相談をされまして、成立したものです。〇〇さんは、両親と共に、奥さんともですが、一生懸命頑張っているから何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○毛下委員	<p>小規模整備の補助金はどれくらいでしたっけ。</p>
○鈴委員	<p>畔を取った時に長さとかで2万円ぐらいじゃなかったけ。</p>
○事務局	<p>いいですか。2通りありまして、畦畔除去の場合は、一筆が2万円と10a当たり3万円だったと思いますが、正確には覚えていません。それからもう一つの段差があるようなところを一筆に整地する場合は、事業費の90%で100万円が限度になっていたと思います。</p>
○毛下委員	<p>借りてる人の年数は別にないんですね。5年とか10年とか。返す時に何年借りてないと返納とか。</p>
○事務局	<p>5年間以上です。</p>
○鈴委員	<p>返す時はどうなっているの。</p>
○事務局	<p>よろしいですかね。まず、この場合は地主が1人だからいいと思うんですけども、2人3人の地主の方があってそこを開くとなったら、地籍調査がすんでいますから、原形復旧を地籍の杭を現況に戻して、借りた人が戻すか、それともそのままいいとなれば、同意をしていただければ、そのままということです。先ほど申し上げましたように5年間はそこで営農していかないといけないということになります。5年後、地権者の方がもう貸さないとなったら、現況復旧は、借りている人がするようになります。</p>
○会長	<p>他にありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号42番から47番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号42番から47番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号48番から58番について審議しますので、説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>それでは、引き続き7ページからになります。以下の案件につきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人の方につきましては、全</p>

て県の地域振興公社となっておりますので、説明は省略させていただきます。受付番号 48、49 番の貸し人の方が、〇〇さん、日置市の方です。場所が 2 筆ありまして、田代麓字折小野で地番については、お目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 3,094 m²です。期間につきましては、令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 50 番の貸し人の方が、〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が田代麓字池増 923 番、地目が田、地積が 1,007 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料が〇〇円となっております。受付番号 51 番の貸し人が〇〇さん、東中郡の方です。場所が田代麓字池増 917 番、地目が田、地積が 885 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 52 番の貸し人の方が、〇〇さん、神奈川県の方です。場所が田代麓字原田 3003 番、地目が田、地積が 757 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。ページめくりまして、受付番号 53 番から 55 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は 3 筆ありましていずれも、田代麓字前田で地番はお目通しください。地目は、いずれも田です。地積は合計で、2,147 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は、合計で〇〇円です。受付番号 56 番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字飯牟田 2218 番、地目が田、地積が 484 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 57 番の貸し人の方が、〇〇さん、表木の方です。場所は田代麓字土屋 2268 番 1、地目が田、地積が 1,334 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。受付番号 58 番の貸し人の方が、〇〇さん、宮脇の方です。場所が城元字集り 1360 番 1、地目が田、地積が 1,569 m²です。期間が令和 5 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までです。小作料は〇〇円です。この案件につきましてはの配分計画案につきましては、別紙で A 3 の横の用紙がありますけれども、今回の分の案件につきましては、1 番から 10 番までと 17 番が今回の分になります。あとの 11 から 16 と 18 から 24 につきましては、もう既に機構に貸出しされている分の、借り人の方の変更になります。以上になります。

○会長	事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 48 番から 58 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 48 番から 58 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 16 号非農地証明願についてを議題としますので、説明をお願いいたします。

○事務局	<p>はい、では 10 ページからになります。受付番号 2 番です。申請日は令和 5 年 7 月 10 日です。申請人の方が、〇〇さん、麓の方です。</p> <p>場所は、城元字今町 887 番 2 です。地目は台帳が畑で、現況は宅地です。地積が 272 m²です。場所につきましては、11 ページは管内図になりますけれども、役場の下、旧道と国道の間の通りになります。12 ページ 13 ページのほう場所は分かりやすいかと思えます。12 ページのほうがですね、字図になりまして、887-2 申請地とある真ん中付近のところ申請地になります。さっき言ったとおり国道と旧道の間にある道になります。航空写真のほう、これも、場所は真ん中にありますけども申請地ということで、なっております。なお、ここは筆界未定になっておりますので、字図のほうをですね、付けてあります。以上になります。</p>
○会長	次に、内菌推進委員の報告をお願いいたします。
○内菌推進委員	はい。報告いたします。7 月 18 日に寺田委員と事務局 2 人とで、現地調査を行いました。この場所はですねもう既に 50 年位前から〇〇さんの親がですね、家を建てておりまして、周りもですね住宅が建っておりまして、何ら問題ないのかなと判断いたしました。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告ありましたが質疑はありませんか。
○内菌委員	宅地の中の農地が、非農地になる判断を今回したと思うんですけど、鳥浜も結構あるんですね。申請があったらやるんですか。
○事務局	ここについてはですね、さっき言ったとおり筆界未定だったので、恐らく 50 年ずっと家が建っていたと思うんですね。これが筆界未定でなくて境界が決まれば、登記も宅地になったと思うんですよ。今回は本人からですね宅地にしたいとあったので、非農地証明願いをと。基本的には本人から申出がないと。後は遊休農地調査で B 判定になったやつであれば、非農地判定を進めてはいます。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 16 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 16 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 17 号農用地利用状況調査に係る非農地判断についてを審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、15 ページからになります。3 筆あります。番号 1 が馬場字木道ヶ迫 6320 番 3、地目は台帳が畑で現況が雑種地、地積が 682 m ² です。所有者の方は〇〇さんです。2 番が神川字竹山 6480 番 9、地目は台帳が畑で現況が原野です。地積が 2,607 m ² です。所有者の方は、〇〇さんです。3 番が神川字竹山 6480 番 34、地目が台帳が畑、現況が原野です。地積が 2,700 m ² です。所有者

	の方が、〇〇さんです。16 ページと 17 ページがですね、位置図になりまして、1 番のほうがですね、大久保の集落の手前側で厚ヶ瀬林業の事務所のですね、裏手になります。2 番 3 番のところはですね、岩元の集落の奥というか、もう行き止まりのところになっておりまして、もう完全に荒れてる状況になってました。農地の写真につきましてはですね 18 ページにありまして、上から 1 番 2 番 3 番という順番ですね。いずれもですね、草やれ雑木が繁茂しているような状況で、農地への復旧は難しいかと。なおかつ B 判定されていまして、非農地と判断したところですよ。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 17 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 17 号については原案のとおり決定しました。以上で、令和 5 年 7 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了します。
○事務局	それでは、以上で令和 5 年 7 月 錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

7 番

8 番

議事録調整者